

琉球大学学術リポジトリ

講義ノート：経済政策総論 [東京女子大学]

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 矢内原忠雄 キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: 矢内原, 忠雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38495

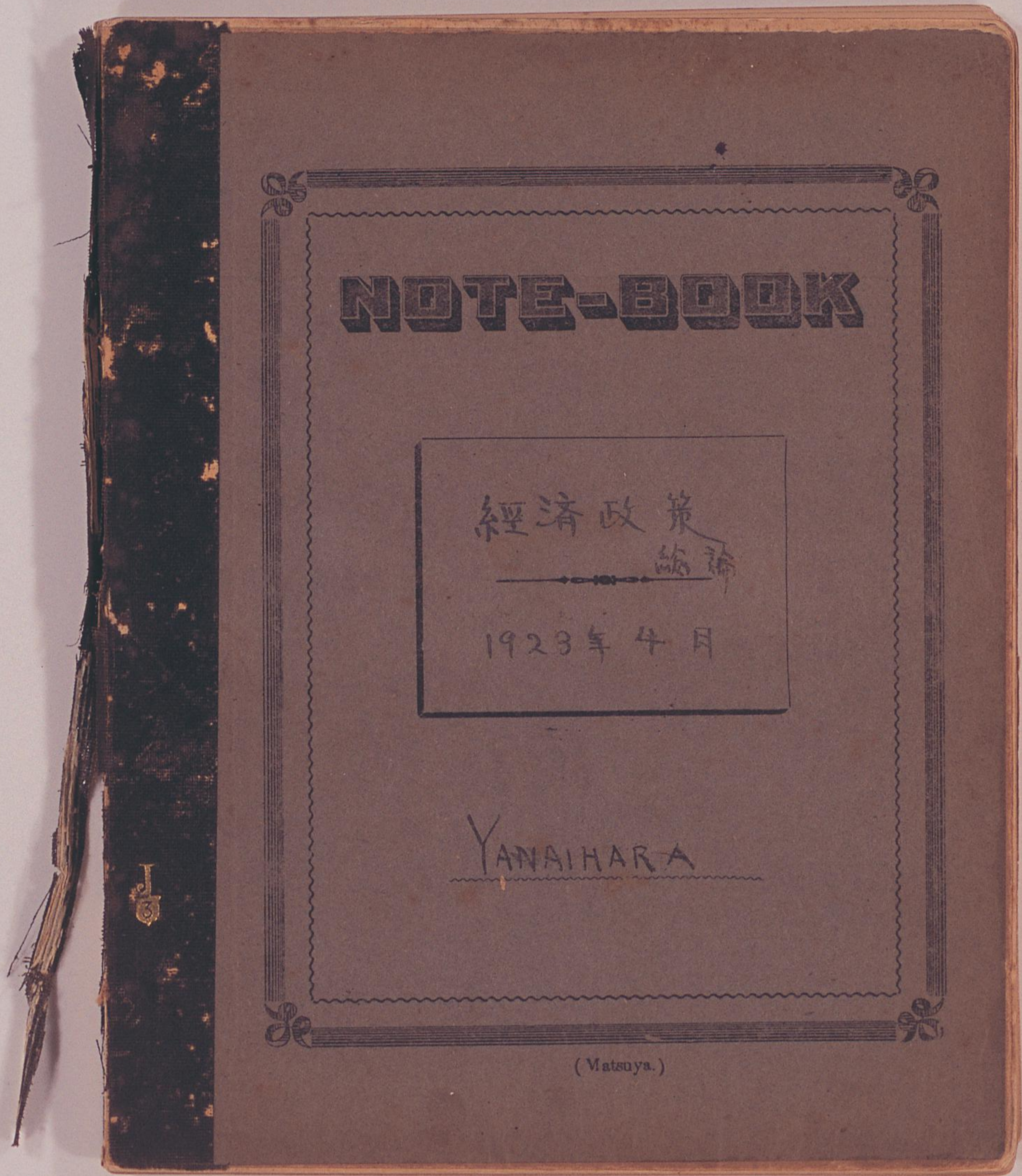
矢内原忠雄文庫

史料名	経済政策総論 1923年4月 [大正十二年五月ヨリ、東京女子大学]
封筒番号	514
原文所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成17年11月22日
撮影者	富士写真フイルム 株式会社
備考	

矢内原忠雄文庫

封筒番号 : 514

史料名	経済政策総論 1923年4月 [大正十二年五月ヨリ、東京女子大学]
資料形態	ノート
枚数	74
頁数	148
縦 (cm)	21
横 (cm)	16.5
厚さ (cm)	
書誌的事項	講義ノート 記述はほぼ全頁 今泉分類記号 : Y



NOTE-BOOK

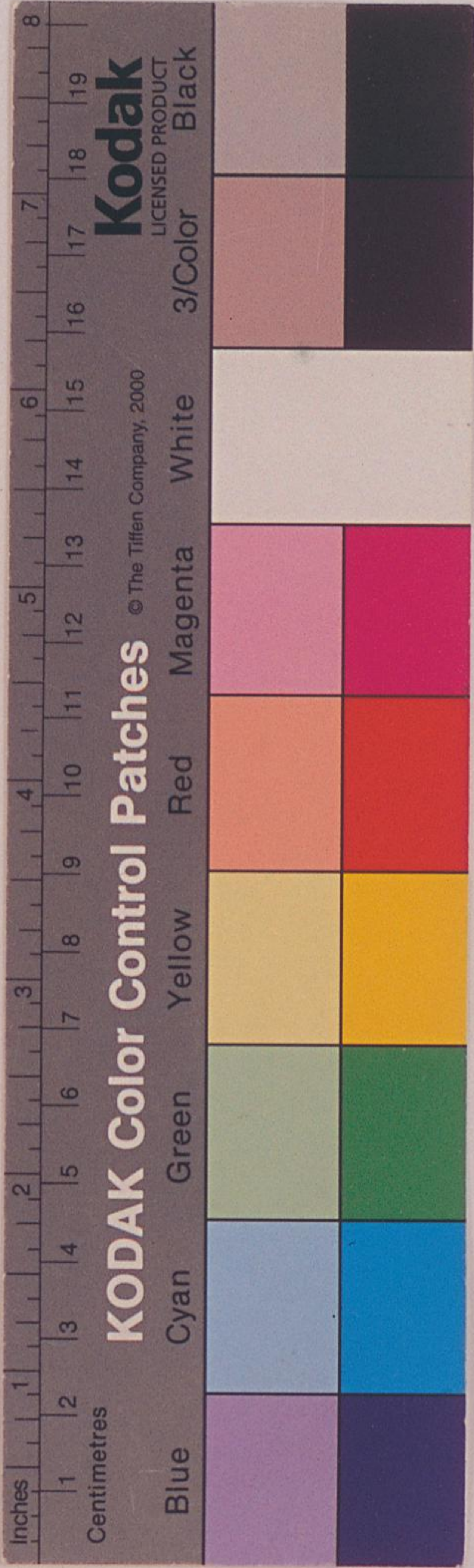
経済政策
論
1923年4月

YANAIHARA

(Matsuya.)



1/10



Kodak
LICENSED PRODUCT

© The Tiffen Company, 2000

KODAK Color Control Patches

3/Color

White

Magenta

Red

Yellow

Green

Cyan

Blue

Black

經濟政策講義

昭和十二年四月 東京好大學

第一編 緒論

1. 第一章 經濟政策の意義

附經濟政策學の意義

第二章 ~~經濟政策の基礎~~

第一節 國家の本質

第二節 國家と個人

2. 第三章 經濟政策の基礎

3. 第四章 經濟政策の範圍

第五章 壟斷主義

4. 經濟政策の變遷

第六章 自由主義

第七章 壟斷主義

第一節 壟斷主義

第二節 壟斷政策

第三節 壟斷の管理

第八章 壟斷主義

第九章 經濟政策の理想

第二編 各論

10

参考書

Philippovich: Grundriss der Politischen Oekonomie II.

瓦爾基力重譯 國民經濟政策

Philippovich: Die Entwicklung der wirtschaftspolitischen Ideen im 19. Jahrhundert.

松岡均平 仁上譯

Cunningham: Politics and Economics.

Gettell: Introduction to Political Science

-do-: Reading in Political Science

Cunow: Die marxische Geschichts-, Gesellschafts- und Staatstheorie.

Sombart: Der moderne Kapitalismus.

河建遜: 經濟思想の變遷と經濟政策の根本義

(石里武松: 國民經濟政策概論)

(土子氣四郎 田島幹次 共訳: 經濟政策)

Spann: Fundament der Volkswirtschaftslehre

小野中隆: 國民經濟大綱

Handbuch der Politik. von Arnold Jellinek. u. s. v.

経済政策, 目的

(永続的+)
経済行為は「欲望充足, 目的, 行為」= 物質的財 (物財 Sachgüter
並に直接効果 direkten Leistungen) の有償的獲得を目的
とする。→ 人間, 行為, Lederer, S. 20

経済行為, 原則

第一章 経済政策の意義

経済政策とは国民の経済生活に関する国家の政策である。
此の概念を分析して説明すれば次の如し

一、経済生活に関する政策あり。
人は其生活をより善く種々の欠乏を認識し之を充足せんと
する希望を有す。此の希望を欲望と稱す (或は靈的欲望あり
罪を認識し故を求め死を怖れ永生を望む如し。此
欲望に基き生活は宗教生活である。或は又其他の精神生活
欲望あり。學問を勉強し藝術を鑑賞し社会的名誉を博せんと
し或は愛慕し醉はんとす如し。而して更に人は肉體
生命維持のため生活の必需品及奢侈品に就いて各種の物質
的欲望を有す。此の物質的欲望を充足せんとすために行ふ行為
を経済生活と稱す。其の生活を経済生活と稱す。

欲望を満足する行為必ずしも経済行為といふを得ず。

(1) 精神又は肉體上何等かの犠牲を支拂ふに必要。例へば
空気に呼吸するは経済行為でない。(経済貸取と自己貸取)

(2) 有形物件を消費するに必要。音楽を聞くは見る行為は
経済行為にあらず

(3) 欲望充足の準備たる行為即ち生産行為及び分配行為に
限る。消費行為は欲求を満足せんとすべく得るべき純利益
目的を以て之を経済行為と稱す。 (食物を喰む者服を
着るに等し)

即ち人は欲望の充足に為りては品中の犠牲を拂ひ最大の効果
其充足による満足と之に支払ふべき犠牲の程度を比較し満足したる犠牲なる
場合に於て行為を完成し而して由

效用の快楽の節制と勤奮の反映を以て

Lust 快楽
 Unlust 不快
 Surplus pleasure 余剰快楽
 $L - U = S$
 $N - K = N_s$
 節制 費用 余剰效用

L が最大になる
 N_s が最大になる
 L が最大になる
 N が最大になる
 K が最大になる

純利の内容

人が物質的欠乏を満足する為めには生活に必要なる有形物件の存在を必要とする。而して吾人の努力を用いては其のままに欲望を満足し得るもの極め稀なり。貸取の数量を限りにして自由に消費し得るもの貸取は経済行為の目的に属す。此の経済行為は先づ人々の精神又は行為を導いて之を生産せしめたる。

此の法則は人々の行為を支配するものとして常に物質的生活に於てを認めらる。

是を経済行為の法則と稱す。吾人の物質的生活上の行為の法則に通行時は経済的なりといふ。即ち吾人の経済行為の目的は最も経済的に物質的欲求を充足せんとすに在り。

(経済生活の内容は生産と交換と消費とに在り。原始産業(農業、漁業、採集等)及工業は之に在り。此れは生産の直接に生産者の欲求を満足せしめることは極めて稀存にして其多くは消費者の手に落ちる。此の経済行為を後に交換又は分配といふ。而して消費行為は倫理的諸問題の中心にして経済行為の目的たる。此の経済行為は倫理的諸問題の中心たる。倫理的諸問題は生産と交換と消費とに在り。

學者経済理論を研究せしむるに於て其の目的、法則及内容を有る。

吾等経済理論の研究に於て経済人 (homo oeconomicus) なる概念を抽象す (Lederer: Grundzüge der ökonomischen Theorie S. 12). 即ち人は単に経済的利害のみを有る。

然るに吾人は其の如き抽象人と研究の対象として経済学の理論を構築せんとするのではなく、理論の研究方法として此の自然科学的方法の良き如きと後述するに實際に於ては其の如き人は一人も存在せず (Dickens: Scrooge!)。人は経済上物質的欲求の外に各種の欲求を有る。

然るに吾人は其の如き抽象人と研究の対象として経済学の理論を構築せんとするのではなく、理論の研究方法として此の自然科学的方法の良き如きと後述するに實際に於ては其の如き人は一人も存在せず (Dickens: Scrooge!)。人は経済上物質的欲求の外に各種の欲求を有る。

経済学

Karl Bücher.

経済発展の階段 (質的、生産の消費 - 量的 経済 - 量的発展)

1. geschlossene Hauswirtschaft. (Eigenproduktion, Tauschlose Wirtschaft)
2. Stadtwirtschaft (Kundenproduktion, direkte Austausch)
3. Volkswirtschaft (Warenproduktion, Güterumlauf, Unternehmung, Markt).

Karl Meuser: "Ueber das Wesen der Volkswirtschaft"
 "eine organisierte Komplikation von Einzelwirtschaften!"

の発展を究極の目的とする。経済政策の研究にありて homo oeconomicus
 の抽象概念を対象とせば、一 living man を ^{社会的} 対象として、^{社会的} 共同
 の経済的発展の発展を達成すべきは、政策学が practical
 science たるべきの理論なり。

二、国民の経済生活に關する政策なり。

個人は生れに於て何等かの社会の一員たるに於て絶對的孤立
 の状態は人類出現の原初状態に於て之を想像するを得ず、後
 に絶對的孤立の経済生活は存在せざるなり、(必らず他の経済
 主体と何等かの連絡交渉あり) 同様に経済行為を覚悟せしめたる
 是れも諸子の経済史の満載に於ては、経済発展の進展に伴
 ひて交渉連絡の範囲次第に廣大となり、孤立(自足)経済の都市経済
 となり、更に現代の ^{交換} 経済を現出するに至り、是れ現代の経済地
 理は国民的交換経済又世界国民経済といふ。

国民経済の意義は極く明確ならず。Meuser は国民経済は
 個人経済の絶對的複友体なりといふ。個人経済的化の過程は
 概ね国民経済を以て個人経済の専友と見、併し国民経済は個人
 経済の専友たるのみならず、^{別に} 其の上に一の統一体として
 存在すること、尙國家を個人の手合より取り、而して個人の手合を以て
 個人の手合たる統一体たることを示す。是れ国民経済の統一
 体たる其特色あるべきの要素を為す所を見、之を単独なる個人
 経済の専友に於ては知らざり。Spann は国民経済を以て
 一の個体 (ein Individuum) なる、~~模倣性~~ 統一体なる
 (ein unwiederholbares Einziges) なることを示す。

説明 ターゲット

この原本は
一部文書が
糊付けされています

B. Harms (Handbuch d. Politik)

Weltwirtschaftspolitik (äußere Volkswirtschaftspolitik)

存在理由

- (1) 可能、絶対、地球上の一部に存在。(本邦等) 一対一
- (2) 蘇地(自給) 自給自足存在する量、ミフ不充足の場合
- (3) 技術的、自給自足加工するが得がつかない

Volkswirtschaftspolitik 目的

- (1) 輸出奨励 "gegensätzlich", 輸入制限の必要
- (2) 同一部 = 自給自足 (自給自足) "各 Dominion の自給自足" 世界経済の中心にあり 世界経済政策の中心にあり
- (3) Kapitalistische Gewinnstreben

大義、別當 (相互排斥)

- (1) 一時的、政策的に国家経済政策として
 - a) 2次、3次 = 準備金 + 自給自足
 - b) 準備金 = 勸励 + 工業、停産
 - c) 勸励 = 勸励 + 自給自足、自給自足増進、目的は国家経済政策 (自給自足)

(2) 世界経済政策、恢復の目的

- a) 孤立自給自足、不可能
- b) Goldkapital, 自給自足、自給自足増進、自給自足増進

Verkehrsmittel
Banken
Handel

2.5.23

政治的、経済的、社会的、政治的、経済的、社会的

政治的、経済的、社会的、政治的、経済的、社会的

政治的、経済的、社会的、政治的、経済的、社会的

政治的、経済的、社会的、政治的、経済的、社会的

政治的、経済的、社会的、政治的、経済的、社会的

(政策は)
* 政府の政策は政治と経済に与るものと
干渉あり。

* 政治は先づ実現せしむる目的を以て
要求せしむる目的は客観的なるものあり
し或範圍に於て客観的なるものを
有る政治現象を以て指し、
政治に於ける目的は客観的なるものあり
客観的なるものたるは政治的現象
客観的なるものたるは政治的現象
客観的なるものたるは政治的現象

Die bewussten Eingreifen in den Gang
wirtschaftlicher Entwicklung

政治は先づ実現せしむる目的を以て
要求せしむる目的は客観的なるものあり
し或範圍に於て客観的なるものを
有る政治現象を以て指し、
政治に於ける目的は客観的なるものあり
客観的なるものたるは政治的現象
客観的なるものたるは政治的現象
客観的なるものたるは政治的現象

四. 政策なり。
政策と政治に區別ありは政治である。政治とは国家生活に
對する客観的の意思關係なり。(tatöckliche Willensverhältnisse
im Staatsleben: Rehm: + alleg. Staatslehre) 国家生活に於
ける客観的の意思關係の客観的の意思關係なり。(客観的の意思關係)
政治は客観的の意思關係の客観的の意思關係なり。(客観的の意思關係)
政治は客観的の意思關係の客観的の意思關係なり。(客観的の意思關係)

政治は客観的の意思關係の客観的の意思關係なり。(客観的の意思關係)
政治は客観的の意思關係の客観的の意思關係なり。(客観的の意思關係)
政治は客観的の意思關係の客観的の意思關係なり。(客観的の意思關係)
政治は客観的の意思關係の客観的の意思關係なり。(客観的の意思關係)

政治は客観的の意思關係の客観的の意思關係なり。(客観的の意思關係)
政治は客観的の意思關係の客観的の意思關係なり。(客観的の意思關係)
政治は客観的の意思關係の客観的の意思關係なり。(客観的の意思關係)
政治は客観的の意思關係の客観的の意思關係なり。(客観的の意思關係)

○ 経済政策学内容 八次改訂

- (1) 過去を中心政策分析, 先立の政策, 確視
- (2) 現在を中心政策分析の先立の政策, 予見
- (3) 将来を中心目的到達, 為り, 政策決定 ... Kunst oder Wissenschaft?
- (4) 目的, 決定 ... 自然内容, 範囲制限

大體 ~~経済学~~ 基礎 経済政策学, 並にその導入

経済政策の分類

Pesch: (III. Bd. S. 871)

経済政策 -- 物價上, 幸福
 社会政策 -- 経済的運轉の上 -- 平均
 社会政策, 政治政策, 社会政策

略

政策に就いて系統的な norm を定むるを以てして 経済政策学の
 存在を肯定せしめられた。

但し目的そのものは政策研究の目的にあり。目的は主観的
 たるに於て。因ら目的に客観性も認めらば 持て来り得る
 其の社会制度の研究に待たるべきに於て如何に之等の学問の
 意に於て他種の客観性も認めらば不可得である。何れに
 して ^{客観的} 目的は内容の制限を許さず 他人の ~~社会~~ 社会に於ての
 小体 ^{目的} 目的は ^{客観的} 客観性も認めらば不可得である。併して 社会制度の

各階級の ^{客観的} 客観性も認めらば不可得である。併して 社会制度の
 一般の客観性も認めらば不可得である。併して 社会制度の
 他人の ^{客観的} 客観性も認めらば不可得である。併して 社会制度の

是れ ^{客観的} 客観性も認めらば不可得である。併して 社会制度の
 於て ^{客観的} 客観性も認めらば不可得である。併して 社会制度の
 の ^{客観的} 客観性も認めらば不可得である。併して 社会制度の
 研究の目的を ^{客観的} 客観性も認めらば不可得である。併して 社会制度の
 経済政策学は ^{客観的} 客観性も認めらば不可得である。併して 社会制度の
 研究をありて。之に及んで Idealpolitik は 経済政策学の
 範囲を ^{客観的} 客観性も認めらば不可得である。併して 社会制度の

経済政策は 抱く標準によりて之を分類するを得べし。由

- (一) 生産政策 ^(支那) 其中に 経済組織に関する内容を含む。
- (二) 分配政策 其中に 所得に関する内容を含む。
- (三) 社会政策 特に 被圧制階級の解放に関する

内容。

此の諸種の形式の分類は、

一) 農業政策 ~~通商政策~~

二) 工業政策

三) 商政策

四) 交通政策

と分けて得べし。本簿類に於ては、この分類を採り、各論に於て其
他々につぎの如き所を記す。

Cunow. I. Bd. 250-251. 309-311. 319
Adolf Meuzel. (Handbuch der Politik) I Bd.
Begriff u. Wesen des Staates.
Gottel. Introduction to Pol. Science

(略) 國家

第二章 經濟政策の基礎 (國家干渉の意義)
第一節 國家の本質

國家が市民の政治生活に干渉するには如何なる合理的根拠があり、
此問題を研究するには如何なる國家の本質を考察せよを要す。

一 契約説

十七、八世紀の政論に流行した自然哲學の思想に於て人類
生存の自然状態 (state of nature). 自然法及び天赋の
自由權を前提とし、自由な^{自由な}自然人が相互の契約を
して此の自然状態を脱して國家を組織せしめんとす、
即ち國家を是れ一の契約關係と見做すなり。

而して自然の状态を如何に想像するやにより其立論の結果に
大差を生ず。Hobbes (1588-1679. Leviathan) は万人
敵對の自然状態を想像し此の状态を脱せんがため各個人
が契約を締結して其の自由權を絶對に放棄し且つこれ
を法的の秩序を設け、而して主權者は自然法に服従す
べしと認め、自己保存契約の原則に於ては是れを以て
如何の責任を帯びざるものとす。是れ蓋し Hobbes は
當時英国内亂に於て Stuart 王朝の専制政体擁護の目的
を有したる故に舊來の君主神權説は字義革命以後漸く
る個人自由の思想と相容れずなるとの故に斯の說を
專らに^{專ら}主張せしむるなり。

又 Locke (1632-1704). Two Treatises of Government) -
は万人自由の自然状態を想像し而かも團體性^{團體性}各個人の不便

個人は国家の成員として存在。国家は個人の集合。
 国家の存在は、個人の権利の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。

Hegel: 国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。

Marx: 国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。

Cunow: 国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。

大山柳光「政治の史的発展」

Charles Beard: Economic Basis of Politics 1922
 Gambrigg, Ludwig: Geschichte der Staatstheorien 1905

以上を要約。 Hegel は国家を以て道徳的有様性あり、一般の理性的意思に
 基ける政治的組織あり。一の道徳的集合あり、自由の實現ありとす。此の記は
 国家の理想あり。社会と世を以てある。

Spencer は

二大なる
 権力あり
 一、国家
 二、国民
 三、社会

Hegel

国家の中
 国民あり

Engel

国家の
 権力あり

国家の
 権力あり

国家の
 権力あり

国家の
 権力あり

国家の
 権力あり

国家の
 権力あり

国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。

国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。

国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。

国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。

国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。

国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。
 国家は個人の集合として存在。国家は個人の集合。

説明 ターゲット

この原本は
一部文書が
糊付けされています

個人は国家の目的を達成する。国家は個人を達成する。
国家の目的は個人の目的より高上する。個人は国家の目的を達成する。
国家は個人の目的を達成する。個人は国家の目的を達成する。

Hegel 国家は精神の発展。
国家は精神の発展を促進する。国家は精神の発展を促進する。
国家は精神の発展を促進する。国家は精神の発展を促進する。

Marx 国家は階級社会の産物。
国家は階級社会の産物。国家は階級社会の産物。
国家は階級社会の産物。国家は階級社会の産物。

大山柳英「政治の発展」

自然法学的国家観 → 国家目的(秩序維持)を達成する。国家は秩序維持を達成する。
国家は秩序維持を達成する。国家は秩序維持を達成する。
国家は秩序維持を達成する。国家は秩序維持を達成する。

Cunow. I Bd 150, 151. 309-311. 319

国家学 247, Marx kontra 政治家 247, Marx

Charles Beard: Economic Basis of Politics 1922
Gamprowitz, Ludwig: Geschichte der Staatstheorien 1905

これに反対する。Hegel は国家を道徳的有機体とし、一般の合理的意志に基く政治的組織(道徳的有機体)の自由の實現を為す。此の意は国家の現象の方向を高くして理想国家を國家とせしめてある。

Spencer は国家を生物學上の有機体に見す

この大なる有機体、国家を生物學上の有機体と見す。国家は生物學上の有機体と見す。国家は生物學上の有機体と見す。

国家を個人(Verbandsperson)として見る。国家は個人として見る。国家は個人として見る。
国家の個人として見る。国家は個人として見る。国家は個人として見る。

三、社会学的国家観 (Soziologisch) 社会学的国家観
Hegel は国家を道徳的有機体と見す。国家は道徳的有機体と見す。国家は道徳的有機体と見す。

国家は社会状態を反映する。国家は社会状態を反映する。国家は社会状態を反映する。
国家は社会状態を反映する。国家は社会状態を反映する。国家は社会状態を反映する。

Engels; Gumplovsky; Oppenheimer 国家は階級社会の産物。
国家は階級社会の産物。国家は階級社会の産物。国家は階級社会の産物。

国家は階級社会の産物。国家は階級社会の産物。国家は階級社会の産物。
国家は階級社会の産物。国家は階級社会の産物。国家は階級社会の産物。

国家は階級社会の産物。国家は階級社会の産物。国家は階級社会の産物。
国家は階級社会の産物。国家は階級社会の産物。国家は階級社会の産物。

有條件説は不完なを免れ此を此と表す(他人の徳性とは異なり、同一の徳性にはそれと)
相対的にある集團現象であるを説明するに用いられる

(三) (社會的) 關係説 (Sociologisch).

Negel は社会を以て社会の下の免れに其の質は 现实的的文化的
を有する有條件的である。彼は及古学者中では self 徳性を
及ぶる集團の形成に其の質は 後述する社會群 (social groups)
の形成者たる社會群に對して支配 (Herrschaft) に於てあり。而して
其支配關係は最初は競争による異人物の征服の後に、
一團内の社会階級の競争に依り、即ち社会群若くは階
級の競争に基く 圧迫的の社会制である。此説は 社会
學 社會學的の要求観と對せしむるに、社会の目的を倫理的
社会に於て實現的に 観望し、^{競争の如き後述の集團に基く} 社会群の競争を社会進化
の原則として 理解し、社会を以て 支配階級の 徳性たるに、社会の 徳性
は 支配階級の 徳性たるに 依る。 Oppenheimer の 社会を
競争 (競争に對し) たるに 依るに 依る。 (見 Gumplowicz;
Ratzschhofer; 米 Ward; 英 Jenks; 米 Oppenheimer; 日 大山
政行、社會の基礎) 此説は Marx, Engels の 唯物史觀を根
拠とせしむるに、^{實際の生活と此と同一の社會現象とを 観望し} 權力關係を社会の 要素として 言明せしむるに 依るに、
其の質は 社会の solidarity の方面を 用ひて 依るに、社会の 質に 依
り 共同利益に 基く 相互扶助の 第一の 質的 現象 たり。

挿入文書

totem. 標的
由至

"Snake may not marry snake,
Emu may not marry emu."

- (1) 同 - totem 内, intermarriage 禁止
- (2) 代 - generation - 同世代の者同 totem の
代の子は同世代の wife 同

Sombart's moderne Kapitalismus

人権進歩, 種族 - 同世代の文化有供 - 文化
共同生活, System - 同世代, Kraft
u. Gegenkraft の 相互作用, 文化進化の
力

Solidarität + Autorität + 国家
Autorität 国家 = Solidarität = 国家 = 国家 = 国家
国家 = 国家, 国家 = 国家

L'État, c'est moi — L'État, c'est nous — L'État, c'est Dieu

思ふに人は社会の一角たると共に社会は人の生活の状況
に依りて如何なる政治的状態を有す. Aristotle が人は社会的
動物たることを人々の集團生活に於て如何なる規律の必要
の不可欠をいふなり. 多くの学者の ~~説~~ も亦は人類の歴史に因
りて異なるをいふは用は然し不可疑なる事なり. 其の事は前記
に於て. 若し ^{tribe} 氏族, Totengemeinschaften: Patriarchal
tribe, Stämme, Haus- u. Dorfgemeinschaften 等は
社会の歴史の進展に伴ひ ^{公共的} 公共的の政治的形態を以てして ^{国家} 国家の先
駆者と見なす可なり. 国家の成立の順序と要は

- a. 統治者階級の 血族. 近隣. 主権階級に於て, 特殊の
階級, 土地の権力に基づく. (この階級, 統治階級 (土地所有, 支配階級) に
対する 階級の特権の起源)
- b. 統治の範囲の人的にあり, 一定の土地に於て. (領土)
- c. 行政の目的に複雑な政府の形成を有すこと. (social, political)

国家の成立の順序と要は
血族, 近隣, 主権階級に於て, 特殊の
階級, 土地の権力に基づく. (この階級, 統治階級 (土地所有, 支配階級) に
対する 階級の特権の起源)
統治の範囲の人的にあり, 一定の土地に於て. (領土)
行政の目的に複雑な政府の形成を有すこと. (social, political)
国家の成立の順序と要は
血族, 近隣, 主権階級に於て, 特殊の
階級, 土地の権力に基づく. (この階級, 統治階級 (土地所有, 支配階級) に
対する 階級の特権の起源)
統治の範囲の人的にあり, 一定の土地に於て. (領土)
行政の目的に複雑な政府の形成を有すこと. (social, political)

* "L'État, c'est nous!"
(L'Année 1899)

如子求、若性 - LTL (194... 神、答也)
 如子求、有性、政、一、行 (2作 ")
 如子求、心、(21) (194) ")

(茶の子求、刊スト版の神の理也)

比の子求の平侯に侯 神の理也 (大、天、地... 字、版、的)
 I. 神意说 ^{Thomas Aquinas} 神意说 (21) 神意说 (21) 神意说 (21) 神意说 (21)
 Mulford: The Nation *

II. Juristische Theorie (Jellinek) 神意说、21、21、21...
 神意说、21、21、21... 神意说、21、21、21...

III. energetische Theorie (Menzel) 神意说、21、21、21...
 神意说、21、21、21... 神意说、21、21、21...

革命国家と個人

Sombart

都市経済.
[生産] 同業組合... 政府, 物産, 積貯, 及 貨幣, 穀.
生活, 利便, 換金.

[裁判]

Bannrecht... 都市工業, 及 貯蓄, 及 貯蓄, 及 貯蓄.

[出稼] 都市工業, 及 貯蓄, 及 貯蓄, 及 貯蓄.
Straßen-Meilen-, u. Stapelrecht...

都市工業, 及 貯蓄, 及 貯蓄, 及 貯蓄.

都市工業, 及 貯蓄, 及 貯蓄, 及 貯蓄.

都市工業, 及 貯蓄, 及 貯蓄, 及 貯蓄.

Marktrecht... 都市工業, 及 貯蓄, 及 貯蓄, 及 貯蓄.

Marktstandrecht... 都市工業, 及 貯蓄, 及 貯蓄, 及 貯蓄.

都市工業, 及 貯蓄, 及 貯蓄, 及 貯蓄.

Wyclif (1324-1384)

Huss von Böhmen.

Luther.

* 又 文藝復興は Græcia Rome の 統一の 文化
名義を 進歩の 中心として 自由の 精神. 国家
精神 (national geist) を 振起せり.

後書改訂

第四章 近代主義の経済政策

都市経済の孤立経済に對する 対策は 都市及 其の 経済的
同業組合の 地域内に 於ける 統一の 同様の 自由な 経済的
活動. 経済単位が 個人より 都市の 同様に 轉じたに 依り. 即ち
同業組合に 對して. 都市経済は 此外に 對しては 排他的
没交渉の 共同に 對しては 独自の 干渉の 下に 嚴格
なる 同業組合の 規則に 依り 詳細に 生活の 規律を 規定せり. 此
規律は 其の 現在各々の 生活と 地位とを 保障する 趣旨を
以て 立つたに 依り 他人の 自由を 大なる 制限を 加へたる 状態
に あり. 而して 都市の 同様の 経済的 同業組合の 個人及 都市の
同業組合 同様に 對して 最も 嚴格な 規律を 規定し 個人及
其の 組織 (organization) の 力に 依り.

都市経済の 商戦の 原因は

(1) 政治上の 変動. 都市の 同業組合は 封建制度の 衰微
を 表し. 経済的 勢力を 増大せり. 一方 神權 (教皇)
の 衰微 (王政) の 弊は 宗教改革, 解除せり. 國家の 勢力を 増大せり.
不逞の 勢力を 増大せり. * Machiavelli (1469-1527) 其
の 著書 (The Prince) に 於て 國家は 力に 依り (der Staat
ist Macht) と 言明せり.

(2) 技術上の 変動. 火薬の 發明 (1350頃) は 戦争の
方法に 根本的 革命を 齎せり. 従来の 騎士の 一騎打の 戦術を
廢し 民衆的 集団の 行動を 齎せり. 又 印刷術の 發明 (1450
頃) は 文化及 政治的 影響に 広大なる 範圍を 振起せり. 此

同作/41巻
Th. Mun - "Man liebt sein Vaterland u. dient ihm"

*

重商主義は都市経済の意欲に次いで十六世紀後半から十八世紀前半までを支配した思想である。この思想は国内には富を蓄積する同作思想、国家の中心としての君主権を主張する権威主義、海外には國威振興を意図する。

Macchiavelli (1469-1527) "Der Staat ist Macht."
Davenant. "Riches always follow power."
Necker: "La prospérité d'un État doit dépendre nécessairement de la réunion du bonheur et de la force."

mercantilism の代表者

- 英 - Cromwell; Locke; Davenant; Thomas Mun.
- 佛 - Louis XIV; Richelieu; Mazarin; Colbert; (重商主義 - Colbertisme); Bodin (1576).
- 独 - Friedrich der Grosse; von Seckendorff (1656); Becher (1677).
- 伊 - Serra (1613).

調整の策 (1500頃) は 飢饉抑除を意図して行われ、重商主義の
行われざるを解き都市の範囲の拘束を解放するに意図的。

(3) 新大陸の発見。1492年 新大陸発見 (1492)。印航航路の
発見 () 其他の探險隊も 植民地開拓 重商主義に依り
歐洲人に對する貨物の供給 並に土地の占有に依り 輸入の拒絶
地産品のために 經濟の狭隘の都市経済を 擾亂するに至り。
特にペルー及メキシコに於ける金銀の発見 (1520頃) は 歐洲
世界の ~~一変~~ ^{物價騰貴及通貨膨脹} 一変を起し 有利な作用を起す。 (従来の富は土地
の所有に依り 貨幣の積蓄に依り 富の市場の大小
に依り) *

~~此は都市経済に次いで 國家の経済の中核を成す~~
中心となる 國家の経済の単位となり 國家を一つの経済単位とな
るに依り 内部の経済の統一 (道路築造、王國內に於ける内部
商物 (通商) の廢止、同業規程の廢止) 及他處に
對する経済の相互の優越を期せしむ。重商主義は
~~此は~~ ^{重商主義} 地域 ~~に~~ ^に 行はるる 都市経済といふを得。Schmoller,
Bücher 等は之を以て 中央都市経済と 市民経済に二分
するに依り 都市経済を 市民経済と 農村経済と同
様に 範圍を異にせしめ 重商主義の経済と 都市経済
の 單に範圍の差に止まる。國威の振興に依り 経済を國威的に
重商主義の時代は 十六世紀の前半より十八世紀後半
に於て 英に於ては Cromwell、佛に於ては Louis XIV 及びその
大臣 Colbert (重商主義 - Colbertisme)、獨に於ては

重商主義, Paternalism (父權主義的統治)
 土地, 租税, 傳説
 Statute of Apprentices 1563. ~~1563~~
 appentia, 職, 資格, 學徒, 學費, 刑罰
 規定
 貧民公定 (同一, 257, 普佛系, 161)
 Poor Law (Elizabeth, 1601)

(1795. Speenhamland の Out door relief) 上田, 英米經濟史, 191-92
 1834 廢止
 救貧院 = 入るべき所

↑ (4) 農務 = 384 條 俾得干勞, 予餉 (英名: Corn law, acts for the encouragement of tillage)

(4) 工業 手工業, 模範的設備.
 Potsdam, 陶器
 Meissen, 陶器等. (1794)
 Gobelins,
 Sévres.

(5) 金融, 銀行, 銀行業, 金融を国内に吸収する
 12 世紀 銀行に及ぶるを妨ぐるために 諸物の 禁令を置く
 Colbert... 金融の 銀行業を奨励する
 Friedrich 2. Grosse... 銀行業は 奨励するに當り, 禁止し
 金融に制限あり.
 外貨 貿易 (Tabak, Kaffee, Tee 等) 輸入禁止 (1791-1798)
 1799. Prussen 銀行業に 銀行業を奨励する.

其の如き 諸物の 禁令により 国内の 工業を 奨励し 国際競争の 優劣を
 与ふるに 国内の 金融を 増し 銀行の 権限を 増大せし
 べし. 国家は 禁制品の 消費に 對する 税を 増徴し 或
 は 国家自ら 諸物を 専賣する (Friedrich 2. Grosse の 下は 加税の
 土地 租税の 三分の一は Domäne となる). 或は 領土 所有 (等).
 或は 專賣政策を 取れり. (Friedrich I の Schweineborsten-
 monopol; Friedrich 2. Grosse の Salzmonopol (1765)
 Tabakmonopol (1765). Kaffeebrennerei monopol (1791)
 等. (Kaffeebrennerei).

以上を以て 知るに 當り 重商主義の 政策は 諸物の 富強, 即ち 金融
 の 奨励 なる 目的を 遂行すべく 極端に 徹底的に 進んで 諸物
 の 干渉を 規定し 又之を 奨励すべく 或は 嚴罰を 以て 之を 個人
 の 自由を 極端に 制限せし 其の 境遇は 抑々 悲惨に
 ありたり. (Leibeigenschaft, Peitschungzwang, Bauern,
 土地 所有 等を 例へ). 即ち 極端に 進んで 諸物に 對する 専
 賣を 取ると 同一 現象は 時代の 必要なる 所 乃至は 所謂

英議院の議院伸力一

16. Colbertism

英 - Parliamentary Colbertism 1777 年 - V (Cunningham)

enlightened despot といふ名詞に就て父權的政体 (imperium
paternale) と呼ぶべき時代の思想なりとす。此の政体は思想上は

専制主義の経済学上の理論は ^{此の政体は思想上は} 専制主義者による政体なりとす

(一) 財政の過重にあり。臣民の富は其の生産力に依りて貨幣
の蓄積に依りて貨幣は債権又は資本と異なり、其のみに依りては直接
に人類の欲求を満足せず。貨幣は如何なる物類の貨幣に依りて通用す
る購買力あり。即ち如何に購買力を蓄積するも之に依りて購買力のみ
債権に依りて存在せし時は臣民の欲求を充足する能はずなり

- (二) 貨幣の流通は必ずしも富の増進を意味せず
- (三) 労働者又は地主の Ausbeutung は富の増進を意味せず
- (四) 農業の軽減

専制主義の政体思想上に於ては ^{此の政体は思想上は} 専制主義者による政体なり

偏して専制主義を生ずべくしむるものなり其時代の ^{資本主義} 背景として

是等は justify すべきものなり。時代の ^{資本主義} 背景とは何と云ふも其の
力の相違 ~~とあり~~ 及び子爵の ^{資本主義} 生産に在り。是等の背景には
広大な market と豊富なる生産条件 (即ち労働者 ^{資本主義} 土地)

に在り。狭隘なる中世の都市経済の条件を打破して市民階級
を樹立せしむるには未だ資力不十分なり他人の個人相対に於
て其の干渉の必要とせしむるなり。即ち貨幣は實に ^{資本主義}
専制主義の経済の中核たるも之に依りて ^{資本主義} 都市経済より市民
階級に至る途を ^{資本主義} 開きしむるなり。即ち ^{資本主義} 工業的 ^{資本主義} 生産
資本主義の市場を ^{資本主義} 開きしむるなり。即ち ^{資本主義} 工業的 ^{資本主義} 生産
の ^{資本主義} 市場を ^{資本主義} 開きしむるなり。即ち ^{資本主義} 工業的 ^{資本主義} 生産

Physiocrats
Mercantile System
Adam Smith
Neo-Mercantile System
Collectivism

第五章 重商主義: Mercantilism,

重商主義は都市経済の衰微に次ぎ、十六世紀終頃より十八世紀終頃迄政治的経済政策と支配せる経済政策上の思想に、其特徴とするは、國家なる団体的觀念、國家権力による経済の細密なる規律、及び國民の経済生活に對する保護的保護 (paternal protection) の三にありとす。

都市経済の最も重要な要素は、団体觀念的組織の觀念にあり、即ち都市及郊外地を経済單位と爲し、統一的排他的なる団体経済を實現せしむる厳格なる同業組合の規則を以て詳細に生産及び分配を規律したり。斯くの如き干渉は個人の自由に對する大なる制限を以て其制限せざるは生産の増加に對して組合各員の生活と地位との保障にあり、而して都市の個人及郊外地に對して其最格なる規律を主張し得たは組織 (Organization) の力にありとす。

都市経済は政治上、技術上の変動及新大陸の発見によりて大影響を受けたり。政治上に於ては封建制の衰微、^{（その衰微に因りて）} 教權に對する俗權の勝利等の原因により、~~其の~~中央集權的國家を現出し、技術上に於ては火藥 (1350)、印刷術 (1450)、羅針盤 (1300) の発見の人類の軍事的経済的活動の範圍を廣大になし、且つ新大陸の発見 (1492)、^{（Peru & Mexico に於ては）} 新航路の発見に次ぎ、~~新航路の発見 (c. 1520) は~~ 航海權の擴張、~~市場の~~ 市場的擴張を意味し、^{（その擴張に因りて）} 物品の物價關係及企業組織に革命的影響を與へたり。此等の出来事は、~~市場の~~ 市場的擴張を意味し、従来の排他的な

* Davenant, "Riches always follow power."

市経済の範囲を統制するはからしめ、^{の地域} 今や経済的洗滌は
國家を單位とするに至り、都市経済時代^{の政策は} 國家大に振
強せられた。この都市経済の衰微に決する^は 都市の政治的進歩に於て
はもと終極^の 政策を^其 経済政策を支配する思想を^に 依りて
主義と稱し其特徴とするは都市経済と共に國体的觀念の
高揚、権力による経済の細密なる干渉及び^の 市民の生活に於ける
親権者的保護 (Paternal protection) にあり。^の 専制主義
は不況といふ^の 広き地域に行はざる都市経済の^の 衰微に於て得る
一、國体的觀念。

近世國家の初期に於て其最も努力せるは不況の地位の確立にあり
即ち内には道路の築造、市内關稅、直行税等の廢止、^の 産業の改
善等によりて國内の統一を計り、外には他國の競争に對し^の 排他及
優越を期せるにあり。之を一言にすれば國家の富強にあり。個人
の幸福より國家の繁榮にあり。國家権力の高揚にあり。蓋し
中央権力の基礎薄弱なれば^の 國家生活は其萌芽に於て^の 蹶跌
を見るなり。英國に於ける Queen Elizabeth, Cromwell 伯の
Louis XIV. 伯の Friedrich der Grosse 等は
^の 國家富強は自國内の状態に於て之を計るのみならず他國
との比較的優越を得ざるやからずとせしめて國際競争激
甚と極めたり。英の Elizabeth 女王又は Cromwell、佛の
Louis XIV. 伯の Friedrich der Grosse 等は^の 中央専制主義
を実行せる代表的君主なり。彼^の 自由放任主義の主張者
にして^の 専制主義を攻撃せる^の 以て有る Adam Smith 且國防

は富強より遙かに重要なり (Afluence is of much more importance than opulence) と為せし見は「國家の強之を以て経済政策の

根本ありと為す者の如くに發達し來ぬがと知しつたり。

二. ^{経済に於ける國家の行爲} 國家の強之を他者へ他者へ譲與して優越の地位を得ずには多額の國費を要す。國家は更に應ずる爲め租税を増徴し、或は他家に包摂するなり (Friedrich der Grosse の下に Preussen の土地面積の三分一は domaine となりたり。或は Oberschlesien の鐵山國營)、或は专卖政策を採り (Friedrich I の版毛刷先专卖、Friedrich d. Grosse の塩专卖 (1765) タバコ (1765)、Kaffeebrennerei 专卖等)。斯の如く他家自ら統治に干渉す外、^{其内には富と強を} 其の担能力を増加せしむるを目的とし産業の各方面に亘り諸般の助長干渉の手段を採り。蓋し是時に於ては人民の保護未だ發達せず、且つ其の経済力の發達亦他者より他人より経済的設備に於ては、^{其の物質的條件} 之を欠けたり。故に一國の経済の繁榮を計るとせば其の廣大なる範圍に亘りて保護干渉を爲すの外なく、其範圍は政令の世制限なり。

a) 國家の富強に於て必要なるは人口なり。人口の増加は國家に必要なる兵力を供給し且つ生産力の増加を意味するなり。戰術の變化及手工業の工場工業 (Manufaktur) の發達は多數の人口を要す。故に人口増加は電向政策の第一にして、^{経済政策の第一にして其の爲めに} 獎勵、児童及貧民を保護せしむ外、^{其の輸入を} 輸出品に對して輸入税の輸入を減免し、^{其の輸出を} 輸入品に對して詳細なる規則を設けたり。Lau (Theodor Ludwig Lau 1670-1740) 曰く「國家の力と富は其の教にあり」と。

b) 中央集権主義の統治に必要なるは多數の兵力及官僚を要す。

* 若し一子の輸出入に制限を設けず其美銀は
 尾銀を以て自由に流入すれば其有利な貿易関係
 は子銀協定の基盤を失ふ。 ~~其美銀は~~

1920. Merchant Marine Act. 商船法 ^{1920年} 商船法

禁物、対米禁輸品

列強国 (北米、南米、西米、東米、中米)
 船隻、船員、燃料、船費、船賃 (英米内航線に)
 帆柱、帆桁、タービン、船機、船具 (英米内航線に)

非列強国 (何れもは通商手帳)

材木、牛肉、小麦

工業、船舶、製鋼、工業禁止
 輸出入の制限、船隻の許可、他物は一々要領を以て

持たぬのは其美銀の貨幣を必要とする故に如何に其美銀
 を国内に吸収蓄積せよは其美銀の政策に必要なる政策なり。 ~~其美銀の~~
 貨幣は ~~其美銀の~~ 貨幣の流通を以て其美銀の媒介なること其美銀の
 思慮の貴金属を以て最も希望する富たること。 ~~其美銀の~~ 貨幣
 貴金属の蓄積と同視せしは其美銀の経済に於て其美銀の
 ことに困難ならず。(Bodin (1577) 曰く「貨幣は其美銀の津至なり」と)
 而して人口に於て同じく ~~其美銀の~~ 貨幣の流通を以て其美銀の ~~其美銀の~~
 出づるに於て其美銀の規則を設けたり。 20.6.23

c) Locke (1689) 曰く「金山を所有せし者其富を得るには九
 一迄ありて征賦と高率なり」と。 * 植民地獲得、海上航路之及
 有利な貿易関係 (balance of trade) を設定すること其美銀の
 政策なり。 而して ~~其美銀の~~ 其美銀の代りに他人又は会社に多大な
 の特権を以て其美銀を伴ふ Charter (特許状) を以て之を保護
 奨励せしむること其美銀の経路、通商航海に關する其美銀の規定を
 設けたり。 ~~其美銀の~~ 英國航海條例 (1651) East India Company

d) 貿易関係に於て輸出品を輸入とするには優格たる工業品
 の輸入を以て其美銀の他工業品の輸入を得ると主眼を便利なり
 こと其美銀の基に其美銀の輸入を以て工業を保護し、労働
 及原料品の供給を安く維持し、 ~~其美銀の~~ 外部工業品の輸入を以て其美銀の
 内に於ける其美銀の確保し、模範工場を建設し、工業労働者の福利
 を拘束する ~~其美銀の~~ 其美銀の輸入に關する其美銀の規則を設けたり。

三。 其美銀の保護
 其美銀の輸入の干渉を以て其美銀の輸入に關する其美銀の規則を設けたり。

を以てせしむるに個人の自由は極め之を限るのみとの極端なる國家主義は一面に於ては enlightened despot として市民の幸福に於ては概然政治 (imperium paternale) と行ふべきものとあり。英吉利に於ける徒弟法 (statute of apprentices, 1563) 及び貧民法 (poor law 1601) は其著例なり。徒弟法は都市経済時代に於て各地の同業組合的 ^{協同} 組織を子会的に統一せしむるに於ての時期。学徒の教育費、^{或る} 生活の保障等に於ては階級規定を設け、^{同業者の協同} 組織を認め、その地位を保障し、且つ毎年同業者の便益に於ては一定の賃金規定の制を設けたり。而して此の制を以て排斥高賃法とせしむる時は救貧院 (workhouse) にも收容して之を救済せり。此の poor law の制定に於て 1795 年には院外救済の制度也 以上を以て知らざる如く 國家主義は單に其名の不平等主義に於て又高工業主義に於ては寧ろ市民の福利政策なりとす。而して市民の ^{福利} 政策を以て其政策は市民に基礎を置かざる ^{協同} 的組織的 ^{協同} 的組織の保護政策を必要とし、且つ其子会的思想を以て階級なる時代に於ては其政策も亦市民に基礎を置かざる ^{協同} 的組織的 ^{協同} 的組織の如くあり。 (單に廣大の範囲に亘る世制の干渉) 國家主義は其理論及び政策に於て多くの誤謬を包含し、^{その} 亦階級の要求せる其意義なりとす。而して時勢の進展に伴ひて市民の幸福と個人の自由の進歩に於ては國家主義は次第に其内容を改訂し自由主義 遂に市民階級の中に其姿を没せり。Schmoller, Bücher 等の 國家主義を以て都市経済と市民階級の進歩的的とすは此の所以なり。而して國家主義の一大政策的入口は

加及復帰の爲物は ~~此~~ 資本主義的経済の一大前提たるを以て
Sombart の見解に於ては ~~此~~ 資本主義の前提たるを以て至極重要の
也。 亦に ~~此~~ 経済の発展と共に ~~此~~ 自由主義の時代と共に
今に至り 世界大戦前後に至り 漸く ~~此~~ 復帰せるべき可なり
と云ふ新商主義 (Neo-mercantilism) と稱するを得べし (其の復
歸の商主義と異なり 此は 世界経済の發達と共に他人自由の平等に伴ひ
自己中心の ^{排他的} 絶対的資本主義 及び 自己中心の ^{排他的} 過當的資本主義に更
なるものあり))

高学研友、アダムスミスの研究 (第三巻一三)
上田博士、アダムスミスの経済政策

* Kant:

* Kant, Abhandlung über den Gemeinspruch: Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis. 1793
"Eine Regierung, die auf dem Prinzip des Wohlwollens gegen das Volk als eines Vaters gegen seine Kinder errichtet wäre, d. i. eine väterliche Regierung (imperium paternale), wo also die Untertanen als unmündige Kinder ... sich bloss passiv zu verhalten genötigt sind, um, wie sie glücklich sein sollen, bloss von dem Urtheile des Staatsoberhauptes, ... ist der grösste denkbare Despotismus. ... Der Souverän will das Volk nach seinen Begriffen glücklich machen und wird Despot."

第六章 自由主義

Adam Smith の 経済政策の自由放任を原則とし、主として富強主義の攻撃を目的とするは人の知る如く、(Wealth of Nations BK IV)
蓋し富強主義の實行は斯なる社会状態に社会思想と等しき大なるも、其政策は其地の大なる社会に適合せしむる、団体、制度に於て他人の自由を享得し、独立又は保護的國防政策に於て自由を主張し、斯る政策に於て放任政策を採るべく至るなり。此即ち私有財産制と個人の自由に立脚する自由主義的経済政策に於て十八世紀終頃より十九世紀初頭に至る時代を支配せる思想なり。

然し自由主義の背景の一は社会思想とは何ぞや、君主政體に於て君主の中央集権の権力を確立し、^{この時ハ}既に民衆運動の第一歩と其中に胚胎し、Hobbes & Locke の 國家学説の社会契約説を基礎とし、Rousseau に於て天賦の自由の自然権を主張し、government を以て necessary evil たりと爲すに至りしに至るまでと述べる可なり。(第三巻第一節) 英王に於ける議院政治の發達、佛王に於ける十八世紀末の大革命、^{この他人自由の思想の発現なり}と見らるべき。Kant の 国家の原理(四) 利己心の倫理的價値的保護と云ふ「思考し得べき最大の善なり」と爲す、^{この他人の意思の自由を其善視する可なり}と云ふ。(Damascus, Bd I, S. 235-6, 1120)*

(2) 利己心の倫理的價値。Adam Smith は 政治と経済の自由主義を以て道徳判断の標準 Adam Smith の 利己心を以て

30.6.23

*

新なる企業の種類及組織の発達に伴い在来の徒弟法の助長干渉的の規則は時代の要求に適ふべきものではな。その規律を受けざる者等は資本家 Capitalist 及其賃傭労働者 (hireling) の一群を生じた。而して新しき機械的の製造工業によつて競争的に圧迫せられたる手工業者は舊來の徒弟法の勵行を請託せしめ、^{法律は} 即ち改訂に密文に致し遂に 1814 年に全廢せられた。即ち舊來の法は既に其母胎と相違を遂にせし以上の存続は即ち一種政治的發展を阻害するの狀態となりたる^{以上一切の干渉的規則を廢止し私人の力強き創造的の活動の充溢するに在りては} 競争政策の要諦を以てするに在り、而して此の自由競争は單に国内市場に適用せしめしむるの外に貿易に對して同様に實行せしむるべし。

"Cosmopolitan freedom." (Seligman, p. 119)

system of natural liberty

彼の政治學說の基礎とし、自然の自由の理論に於ては「人は正義の法則に據りて其利益の欲するに於て其の利益と違ふべきことを許さず其の勤勞と資本とを以て他の何人の利益に與へざるを得」(上掲註、論文 p. 112)、而して人は自己の利益を^{遂げんとする} 自由と違ふ時は「是れを手に導かば」(led by an invisible hand) 是れ何れの利益と自然に協同するものとす。(Ashley 版 p. 222)。彼の此の思想の祖は Frédeéric Bastiat (1801-1850) は「経済的の自由」著書に於て「自由競争の法則を論じ、^{大に} 競争を待て、その結果は知るを人、人各自の自由のみに死せるは^{争奪の} 爲めに死するに等し」(Samuelson, p. 395) とせしは競争行為の法則の利益の法則に於て Smith の學說を繼承せしものとす。

(3) 生物進化論。Darwin (1809-1882) の生存競争、進歩の學說は自由競争を以て其進歩に必要の條件なりとの社會觀を生じた。(Spencer)。

更に自由主義の他の諸學を以て社會狀態の變遷を觀察すれば、

- (1) 貨幣と銀行による競争力の發展
- (2) 機械の發明に伴ひ industrial revolution に基き先づ國情の變革。

右(2) 二つのうち、^{に於て} 貨幣と銀行の發展は干渉的の規則を必要とし、^{而して} 一國の競争力の發展は market の擴張と要求に對し自由競争の時代に於て國內に於て競争の障礙を撤廢せしめ、今や世界各國の交通を自由にするべきに在り、^{而して} 是れは國情の變革に於て一に其最たる有るべきものなり。

La concurrence conduit au monopole.

Louis Blanc:

Die Konkurrenz tötet die Konkurrenz

Proudhon.

Je ein Kapitalist schlägt viele andere tot.

Marx, Kap I, 728

第七章 新電局主義

自由主義の経済政策は他人の企業心を整へて資本主義の経済の榮達を促したるが、其結果は、^{更に}新なる市民経済の要求と新なる社会観念とを誘起し、十九世紀半頃より現代に至りて新電局主義と稱すべき経済政策の實行を見るに至り、蓋し自由主義の^{経済政策}は他人主義に立脚する自由競争の政策次の陥穽に於て其欠点を暴露したり。

a. 利己心に基く個人主義は人類天性の金欲を盡くすものにあらず、人類は生れながらにして社会の一員にして愛他心をもつべき天性あり

b. 他人の利益と社会全体の利益とは常に必ずしも一致せず、又個人は常に必ずしも自己の利益を最もよく知るとは必ずしもあらず

c. 経済力の不平等なるを予るに於ては嚴密なる意味に於て自由競争は行はざることなし、その行はざる競争は必ずしも競争を生ぜず

d. 適者生存の原理は人類の進歩に於て常に必ずしも有効ならず、経済的利益の優劣は常に精神的優劣とは限らぬ、物質的利益のみの享用は人類の幸福を實現する所にあらず

かくして自由主義に代りて新に起れる経済政策は団体主義に基き団体主義(代表的団体たる)国家の繁栄と国民全体の幸福を増進せしむるものなり、以下其主義の主張を略述す

一、~~国民主義~~ National system 其のみに於ては従来の電局主義に類似するものあり、之を新電局主義と稱するを

第一節

Smithの経済学は論又は教育論を以て

得た以下其之の之を略述せし。
 第一節 国民主義 - National system
 a. 国民の富の増進の力
 自由主義が個人に富を量り、^{たゞに對し} 國民の富は國民の存在及び國民の利益を富源也。十九世紀の初めに既に一人 Adam Müller (die Elemente der Staatskunst, 1808) は Adam Smithの欠点を指摘して物質的及一時的の利益のみに着目せしありとなし、全体の継続的の利益及國民の精神的の発展の爲め向上を計るには國家の富を以てせよと爲せり。彼の Adam Smithに對する批評は正當を得たりといふを得せり。國民の継続的の利益を富源と爲し、更に Friedrich List (1789-1846)の先驅者たり。
 Listは (Das nationale System der politischen Oekonomie, 1841) 國民の富は自由主義の爲め、交換價值に存せり。寧ろ交換價值を以て動力即ち生産力にあつたり。「自由主義に上れば」國家を富に對して是の如くして人を教育する者は社會の不生不死の一員なり。……前者は交換價值を生じ、後者は生産力を生ず。……國民は精神的の或は物質的の力を得るが如きは物質的の富を犧牲にせざるが如く、その増進を保障するが如く、現在の利益を犧牲にせざるが如く (II. Buch, 13. Kapitel) と爲せり。
 此思想は自由主義の祖國たる英子にも影響し、Cunninghamは (Politics & Economics, 1884) 國民の富は他人の所有の物に對して継続的の團體生活を以て國民の生活を支持し、永遠せしむるに必要なるものとして存せり。故に Volkswirtschaft (National

Husbandry. p. 118) の観念を採用して将来の国民の利益に對する考慮を以て他人利益の自由進歩に對する制限をなし、國民の健康、訓練、徳性の涵養、天然物、氣候、地理的條件等自然的資源の開發涵養を以て尊貴なる (noble) national life を維持するに必要なる政策を以て爲せり。

之によつて國民は他人の自由なる私益進歩を排し統一の立場より國民の進歩的の利益と考慮する政策を以て見るべきなり。

6. 國民の工業の發達。

自由主義經濟學者は自由放任を以て普遍的の原理に基く之を以て、之に反し工業發達論者 (Schmoller) は經濟生活の時代所によるものをも指摘し、而して國民經濟の學者は工業發達の視^{に基き}を以て經濟的事務及發達の程度を一様にせざる可敷に各々その事情に應じて國民の經濟力を増進せしむべき政策を採つべしと爲す。蓋しこの視座の所界を綜合するの理は世界の經濟状態を靜止状態に於て觀察せしむるに各國民の經濟の發達の努力並に享受を重視する切なり。實を以て國權の自由は國民の福利を以て外視せしむべきなり。是計は先づ自然の條件と工業の條件とを以て自然の條件に基く先づ世界的分業は地理的なるべし、工業の條件 (自然の條件) 全、知力の不平等、國民的地位等に基き^{この點}の差は外に、の厚薄を定むるは各國內に於て進歩せしむる^の發達と爲し、^{その}發達に三期を劃し西、葡の如く農業に於ては自由貿易によつて工業品の輸入を仰ぎ、米、糖の如く農工業品に於ては工業品に對する教育の保障を以て自由工業の發達を以てせしむるべし。

Whitley Commission, 報告

大工場 職工の組合及び労働者代表者ヲ擁護スル
其上一切労働者中労働者代表者ヲ擁護スル

Christian Socialist (英)

1850. Society for promoting workmen's associations
即ち The Christian Socialist ヲ發シテ (Charles Kingsley, Maurice)

Nationalsozialer Verein

Friedrich Neumann: (1860-1919)

Christl. sozialer Partei.

Adolf Stiicker (1835-1909)

Evangelisch-sozialer Kongress 1894

Bishop Ketteler (1811-1877)

Katholik.

労働者は法律に保護せらる。労働賃金は単に賃銀額のみならず
労働時間、労働条件、休職、其他一切の労働関係に及び、且労働
者の絶えず労働者の要求に伴い、~~労働者代表者~~工場委員
の制の改定を以てする。労働者は~~労働者~~労働者、労働者、労働
者を認むるのみならず、労働仲裁裁判の制を設け、或は労働
者同士の労働者同士の共同労働者及び自ら干渉し或は監督権
を行使せしむる。資本家と労働者の利益並に生産者と消費者と
の利益を調和せしむる。

労働者は其政治上の正義を以てせし。Nationalsozial, Christlich-
sozial, 社会民主党及共産党等に分類す。其中共産党の勢力は
漸次 Russia に於て他國に及ぶ。前二者は資本家社会
制に基き社会理想を是れし、第三のものは之を是認せしむる
急激な社会革命を主張せし。而して共産党の勢力は漸次
Russia に於て漸次其政策を労働運動を是
認し之を control する。現在社会理想を是れし。所以に
りてあるなり。

C. 社会政策は個人主義と社会主義との中間に在り。資本主義
社会理想に基き是れし。経済的自由競争を制限し。
社会理想の視念を労働者と他人の initiative と是れし。之を
資本主義社会を労働者の労働に基き、労働者の利益に基き
其の現行に於て一貫せしむる。實際に廣汎な
採用ありて見れば、此人は天世に適合せしむる。故に現代
社会の要求に適合せしむる。

Preussen
 1879年 18537 Km 中 525 Km が国有鉄道
 1909年... 40,264 Km 中 37383 Km が国有鉄道

国家の行政機関の発展

現代の社会政策と往時の急進的的政策に對比するに後者の私権的保護に及ぶものは民主制の一要素はこれに人権は法の一定として国家の保護を要求するものあり。これ等の中に自由主義は通過せるものあり。我々に於ける社会政策の発展は未だ往時私権的保護の口吻を脱せるものありは自由主義は往時時代を脱却せしむるためなり。

第三節 国家の管理

現代国家は外に於ては国際的競争あり、内には交通の利便あり。これに及ぶ社会政策及社会政策上の理由に基き主たるものとして国家の管理は交通機関即ち郵便電信電話及鉄道あり。鉄道国有の軍事的優位は理由によるは Prussia, France 等が之を實行せしによりて知らる。而して英吉利に於ては鉄道は全く私有に居し、米国の鉄道及電信亦然り。海運に於ては英吉利は鉄山に於ては私有鉄山あり、英吉利に於ては英吉利国有鉄山ありに於ては未だ實現せず。第一は一般鐵道等に於ては米国の製鐵所のありて今日の二倍の實例に及ぶ。要するに国家自身の管理するものは鉄道及郵便を除き、製糖、製紙、製油、製糖、水道等に及ぶ。

一般商業に於ては往時国家の管理は世界大戦の際に脱却せしなり。即ちその所有権又は經營権は國家に屬せしむる。英吉利に於ては鉄道及製糖は政府の經營し、食料、棉花

本誌を修められ既に而して變動の生ずるは
更に各社各公及に於て其の變動と必要の前提とあり。

法則と政策

(1) 資本主義の発展は、生産の増進と消費の増進による。
(2) 資本主義の発展は、生産の増進と消費の増進による。

第八章 集産主義

~~労働者~~ 経済政策の目的は貨財の蓄積にあらずして大衆人々の完成にあり。物の支配より人々に完全な解放するにあり。今日世界に多くの貨財の生産蓄積せしむるにあらずして多くの人は貧困窮乏の中に生活す。而して世界階級の解放は貨幣と他労働条件の改善に在り。社会政策的施設により貨幣を得ず。寧ろ貨幣制度そのものを撤廃し。私有財産制及自由競争の原則を廃止し。需要は今日の資本主義の生産配賦を廃し之に代るに社会的集産生産配賦を以てするに在り。其目的を達せしむるに在り。集産主義を集産主義とす。集産主義は二派あり。生産の増進を以てし社会主義とし。生産及消費手段の共有を以てし共産主義とす。

一 集産的生產

集産主義的經濟政策の目的の一は生産の増進にあり。此意味に於て私有財産は資本主義の生産をくつらふものにあらず。寧ろ資本主義の生産の増進の技術及配賦による大量生産の増進を促進するに在り。Marxの学説に在りては資本主義大崩壊の成果 離れの卵殻を破る。此の如く自由に生産配賦の増進を生ずべしとす。而して資本主義の下に在りては株式會社、企業聯合會の組織、及此の近代企業又は他労働者に在りては企業經營管理の増進は集産的生產の部分的實現と見らるべし。集産主義の資本主義と異は私有財産を認めざるにあり。其の如く私有財産と異は及労働の支配を認めざるに在り。集産主義は少くも重要な「生産的

W. P. Miljutin
 Die Organisation der Volkswirtschaft in
 Sowjet-Russland (1921)
 * 11 課長 ^{Kate der} Volkskommissare: 附 2

Manifest (1848) に "Die Arbeiter haben kein Vaterland" とい
 るは帝制前今日の国家権力に對しての事象と述べて大に其が
 Proletariat の政治的支配の地位を主張する時はその自身 national な
 りとする。而して資本主義の国家の崩壊に代りて来るべき同社会の
 政治的組織は ~~その~~ ^{その} 国家 ~~の~~ ^の 経済共同体 (Wirtschaftsgemeinschaft)
 とする。其後には中央権力の絶大な国家主義に外ならず
 即ち中央主義に中立的の如何なる政治政策上の主義も ^も 排斥する
 同中央集権的の国家主義 たるものなり。

労働露國に於ては経済行政の ^{中央} 最高機関として 最高経済会議 ^{*}
 (Oberste Volkswirtschaftsrat) 其幹部会は十一人あり且即
 ち分る。即ち 生産部、財政及会計部、分配部 (工業と農業の
 工場統計部、及 地方部 (地方経済会議の連絡) 也なり。而して
 最高経済会議の従属機関として 農業委員会、管養、財政、
 交通の回集員あり。之等によりて国家直営の企業は 原料供給、
 生産額、生産品供給分配及その價格等一切を統一的に統制する。
 而して地方には又 地方経済会議の制あり。1920年の調査によれば、
 大工業中工業の全部 (6000, 内 2910 国家直営) 及び有 1212
 小工業 4500 は国有に属す。但し之等私有の小工業は 2212 あり
 大工業 (179 State-Trust の組織を以てする) に属するものと
 認めらる。

二. ~~生産行政~~ 生活保障
 集会的生産に對するに社会各員の生活を保障するもの手段以外
 あり。各人のパニの問題に公共的なる人物の定めに努力

1923.9.1. 東京大学

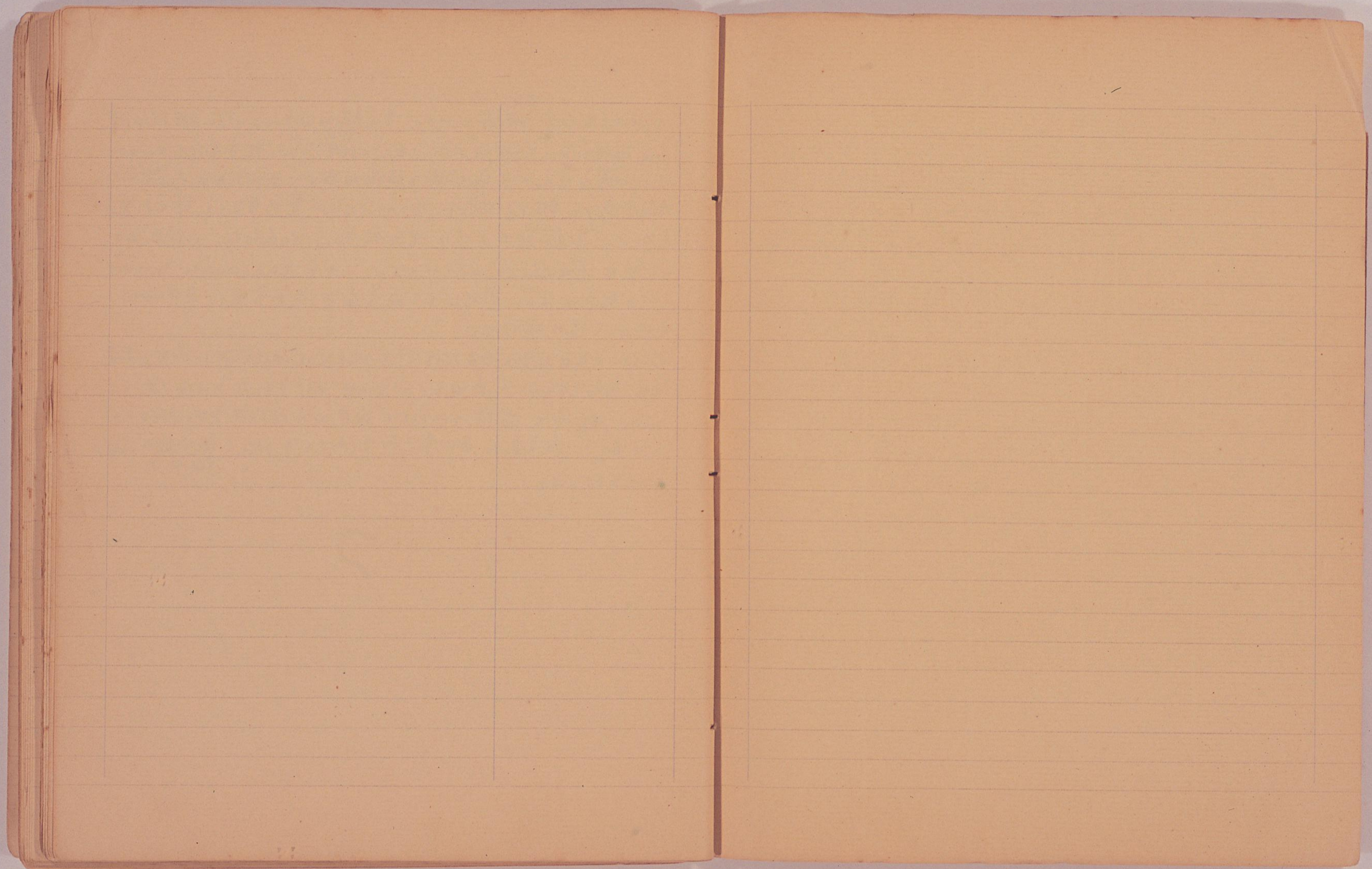
政治改革の根本は立憲主義の徹底である。人権はその実現に於いて学級
的たり得ぬ。最良は戦争を止めても平和の曙光を大に望むべき
を得ず。彼等起は勿論として他人内への平和は先づ他国の向上
と比例するを得ず。或は社会階級の改革、教育の普及、知識
の進歩等、学級階級の宣傳等をして自らを急進革命地と信じて
おこなふ。斯の如き量的進歩の進化を以て理想状態の出現を
期待し得ぬや甚だ疑ふを得ず。尤も百歩を譲りて又此の進歩
の人権を度的に改良せしむる能力取れば、彼の統治せしむる自然の
威力の人権を以て其の業績の孤島を一時に破壊し去るの事
實の前に、何れも必要の必要は茫然たる外在に於て、或は
亦て位階にして其の政界は空の空と退つた。自然の進歩に於
て、人権を愛し尊ぶべき位階を以て之によりて其の根本
改革の實行に、~~其の~~ 徹底と徹底とせしむ。事成就しければ亦た
は有り。

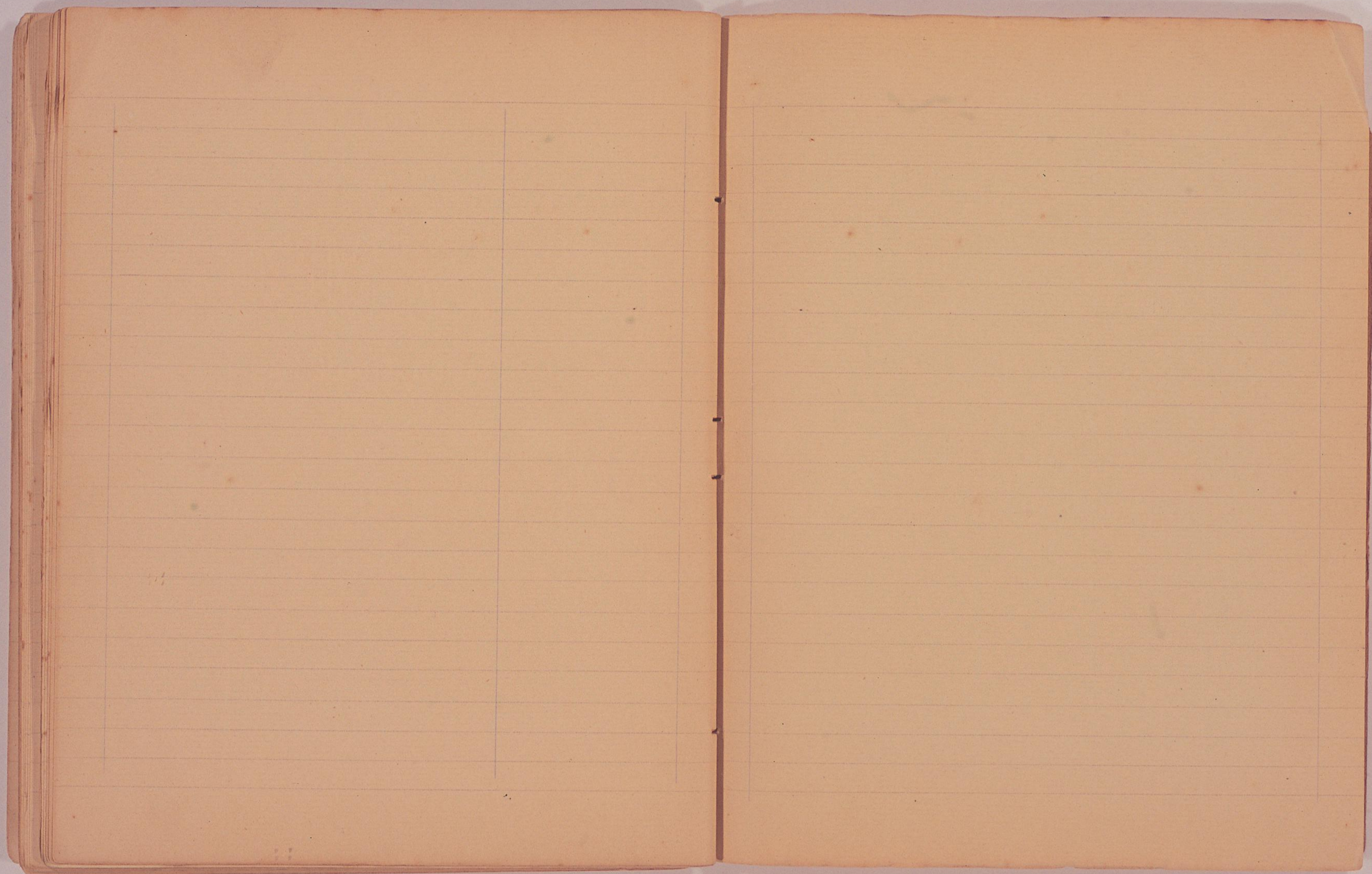
ノロエト

Nep. = new economical policy

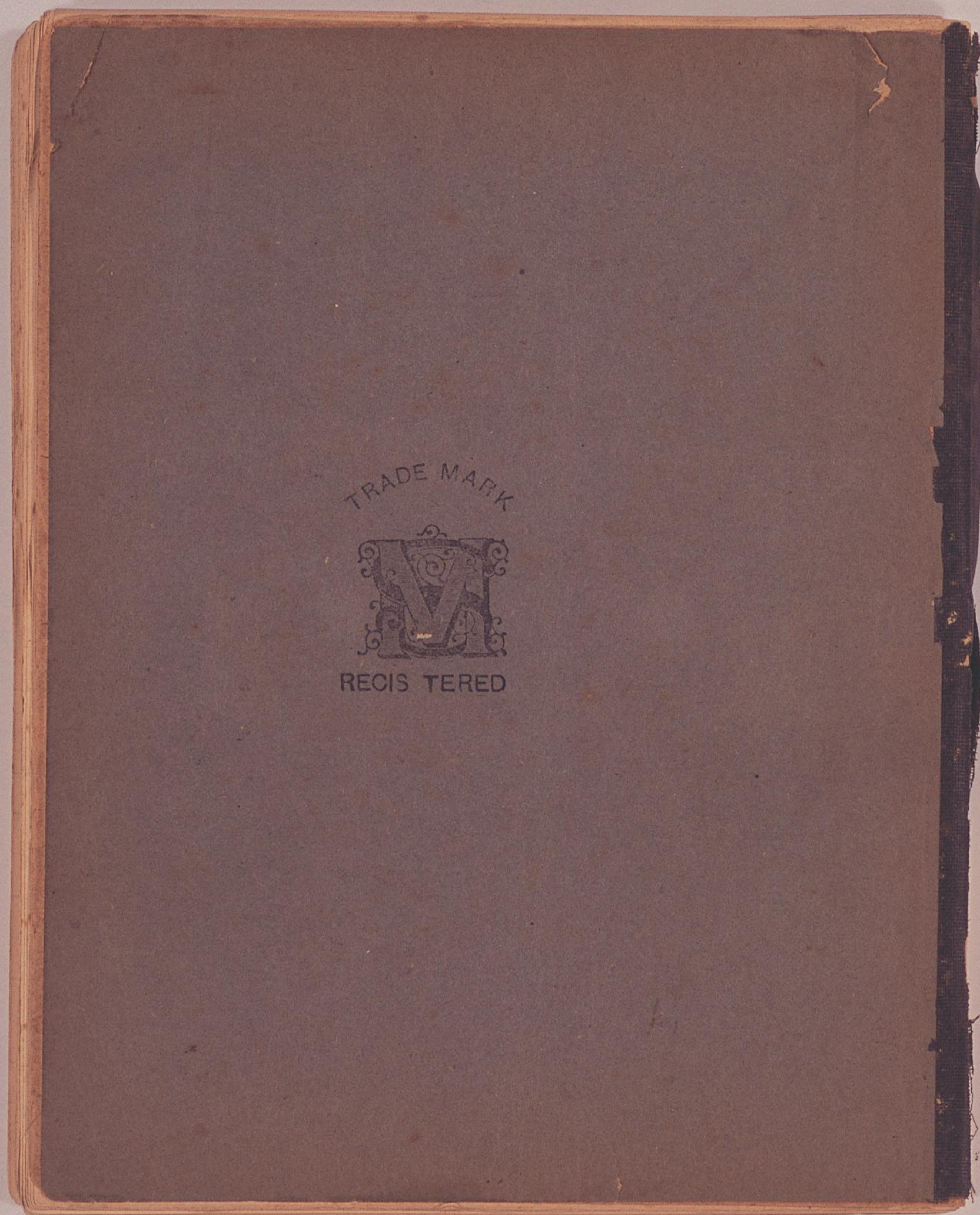
共産
 を併せ之を~~政治~~と云ふ。革命の政には、経済の危
 険は同様に於て起るべく、各人は^{同様に}経済の爲めに革命の途に於ては
 共に~~政治~~は他人の生活に對して責任を有すべきである。資本家の
 経済政策は、革命的経済に對するものは暴力革命を辭せざる
 べからざる過渡期に於ては、世に於けるdictatorと云ふべき
 の知識をBolschewismと云ふ。かのAnarchismと云ふの
 はこの特色を以て同様に對する干渉を否定する知識の
~~立場~~ 立場に在る。

以上の如く、経済政策は各々の経済政策の特色又は時代環境に於て之を定
 む。経済生活は、歴史的なる切實性として政治政策を決定する
 べし。即ち時と環境に於て之を現実的の経済政策を決定する
 べし。唯、工業革命の工業革命の如くは、絶対的の（普遍的）
 大なるものである。





研究心得
1. 研究心得
2. 研究心得
3. 研究心得
4. 研究心得
5. 研究心得
6. 研究心得
7. 研究心得
8. 研究心得
9. 研究心得
10. 研究心得
11. 研究心得
12. 研究心得
13. 研究心得
14. 研究心得
15. 研究心得
16. 研究心得
17. 研究心得
18. 研究心得
19. 研究心得
20. 研究心得
21. 研究心得
22. 研究心得
23. 研究心得
24. 研究心得
25. 研究心得
26. 研究心得
27. 研究心得
28. 研究心得
29. 研究心得
30. 研究心得
31. 研究心得
32. 研究心得
33. 研究心得
34. 研究心得
35. 研究心得
36. 研究心得
37. 研究心得
38. 研究心得
39. 研究心得
40. 研究心得
41. 研究心得
42. 研究心得
43. 研究心得
44. 研究心得
45. 研究心得
46. 研究心得
47. 研究心得
48. 研究心得
49. 研究心得
50. 研究心得
51. 研究心得
52. 研究心得
53. 研究心得
54. 研究心得
55. 研究心得
56. 研究心得
57. 研究心得
58. 研究心得
59. 研究心得
60. 研究心得
61. 研究心得
62. 研究心得
63. 研究心得
64. 研究心得
65. 研究心得
66. 研究心得
67. 研究心得
68. 研究心得
69. 研究心得
70. 研究心得
71. 研究心得
72. 研究心得
73. 研究心得
74. 研究心得
75. 研究心得
76. 研究心得
77. 研究心得
78. 研究心得
79. 研究心得
80. 研究心得
81. 研究心得
82. 研究心得
83. 研究心得
84. 研究心得
85. 研究心得
86. 研究心得
87. 研究心得
88. 研究心得
89. 研究心得
90. 研究心得
91. 研究心得
92. 研究心得
93. 研究心得
94. 研究心得
95. 研究心得
96. 研究心得
97. 研究心得
98. 研究心得
99. 研究心得
100. 研究心得



TRADE MARK



REGIS TERED